

議案第 34 号

長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 ホール使用料

（単位：円）

区分	使用時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
ホール							
平日		6,600	11,000	13,200	17,600	24,200	30,800
土・日・祝日		7,920	13,200	15,840	21,120	29,040	36,960
リハーサル室		1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	6,050
ギャラリー		1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	6,050
展示ホール		1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	6,050
ホワイエ		1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	6,050
会議室		1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	6,050
楽屋	和室	660	880	880	1,540	1,760	2,420
	洋室1	660	880	880	1,540	1,760	2,420
	洋室2	660	880	880	1,540	1,760	2,420
	特別室	990	1,320	1,320	2,310	2,640	3,630

割増使用料

1 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、その額が次の各号に定められる区分により算定した額を加算した額。この場合、入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。

- (1) 500円以上1,000未満 5割
- (2) 1,000円以上2,000円未満 8割
- (3) 2,000円以上 10割

2 入場料を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割を加算した額とする。

3 使用時間の超過又は繰上げ使用の場合は1時間につき、この表に掲げる使用料の1時間当りの額に相当する額を加算する。

4 町民以外の者が使用するときは、この表に掲げる使用料の5割増しを徴収する。

5 附属備品を使用するときは、規則で定める額を基本使用料に加算する。

備考 上記に掲げる金額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

2 冷暖房使用料

(単位：円)

区分	1時間につき
ホール	2,200
リハーサル室	880
ギャラリー	880
展示ホール	880
ホワイエ	880
会議室	550
楽屋	330

備考 上記に掲げる金額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。